



2021年12月15日

各位

会社名 テラ株式会社
代表者名 代表取締役社長 真船達
(コード番号：2191)
問合せ先 管理本部広報IR 高森 眞子登
(電話：03-5937-2111)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、以前において当社の主要株主である筆頭株主、当社の新型コロナウイルス（COVID-19）治療新薬開発共同事業契約の締結先で当社の取引先であった CENEGENICS JAPAN 株式会社（以下「セネジェニックス・ジャパン」といいます。）の元役員であり当社の社外監査等委員であった藤森 徹也氏及びセネジェニックス・ジャパンの元役員であり 2020 年 12 月に一時的に当社従業員であった竹森 郁氏並びにセネジェニックス・ジャパンの元役員であった高林 良男氏（以下あわせて「元役員ら」といいます。）に対して損害賠償請求訴訟を 2021 年 12 月 13 日付けにて東京地方裁判所に提起いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします

記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日
(1) 裁判所 東京地方裁判所
(2) 2021年12月13日
2. 訴訟を提起した者
(1) 名称 テラ株式会社
(2) 所在地 東京都新宿区西新宿 7 丁目22-36 三井花桐ビル1階
(3) 代表者 真船 達
3. 訴訟を提起した相手方の氏名
(1) 藤森 徹也氏（セネジェニックス・ジャパン元役員、当社の元社外監査等委員）
(2) 竹森 郁氏（セネジェニックス・ジャパン元役員、当社の元従業員）
(3) 高林 良男氏（セネジェニックス・ジャパン元役員）
4. 訴えの概要

以前において当社の主要株主である筆頭株主、当社の新型コロナウイルス（COVID-19）治療新薬開発共同事業契約の締結先で当社の取引先であった CENEGENICS JAPAN 株式会社（以下「セネジェニックス・ジャパン」といいます。）の元役員であり当社の社外監査等委員であった藤森 徹也氏及びセネジェニックス・ジャパンの元役員であり 2020 年 12 月に一時的に当社従業員であった竹森 郁氏並びにセネジェニックス・ジャパンの元役員であった高林 良男氏に対して、損害賠償請

求訴訟を東京地方裁判所に提起するものであります。

5. 請求の趣旨

- (1) 訴訟内容 損害賠償の一部請求訴訟
- (2) 訴訟金額 金1億円

※損害賠償請求額については、元役員ら個々の資産状況が把握できていないことから、また、当社の手許資金に鑑み、訴訟に要する印紙代及び同氏らの支払可能額を考慮して、当社に生じた損害11.1億円のうちの1億円を一部請求しているものです。また、今後、元役員らの資産状況が判明した段階で、請求金額を拡張する方針であります。

6. 訴訟提起に至った経緯及び理由

当社は、2021年8月6日付「社内調査報告書の受領と今後の訂正開示に関するお知らせ」において公表したとおり、セネジェニックス・ジャパンのメキシコにおける新型コロナウイルス感染症の新薬開発の実態を調査したところ、これまでに当社が当社に報告していた事実と重大な虚偽があったことから、同社との2020年4月27日付「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）治療新薬開発共同事業契約書」を解除し、同契約書に基づき今まで当社に対して支払った金1億円（税別）について返還を求めておりました。

また、2021年1月6日付「（開示事項の経過報告）『第三者割当により発行される新株式の募集』及び『子会社の異動を伴う株式譲渡』の経過報告について」で公表したとおり、当社は、セネジェニックス・ジャパンに対して、金10億円の違約金及びこれに対する遅延損害金を支払うように求めておりました。

しかしながら、2021年9月10日付「CENEGENICS JAPANの破産手続き開始に伴う当社への影響について」において公表したとおり、セネジェニックス・ジャパンは9月6日付で東京地方裁判所より破産手続き開始の決定を受けました。

このような状況下において、当社が、改めて法律事務所に対して助言を求めましたところ、同社の元役員らから不正確な情報が告げられたため、当社に損害が発生していることから、同社の元役員らに対して、損害賠償請求が可能であることを確認しました。

以上のことから、今般、当社は、セネジェニックス・ジャパンの元役員らに対して、損害賠償請求の訴訟を提起しました。

7. 今後の見通し

2021年12月期連結業績に与える影響は事実が判明次第精査の上、速やかに公表する予定です。

また、メキシコでの新型コロナウイルス感染症の新薬開発事業に関して当社が事実と異なる開示を行っていたことについて、監査等委員会を含む取締役の職務執行に関して善管注意義務違反があったかどうかについては、2021年9月27日付適時開示「追加調査となる社内調査報告書の受領のお知らせ」においてお知らせしたとおり、引き続き前取締役らと利害関係のない外部の法律事務所に対して助言を求め、その結果を踏まえて今後の対応を検討してまいります。当該対応について確定次第、別途開示をいたします。

以 上